現場説明書（技術的事項）

工事名　福山市立鷹取中学校他１校外壁改修工事

（●印を適用）

1. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」
第9条第1項に規定する対象工事

○ 該当する　　● 該当しない

2. 別途工事

なし

3. 現場の状況

設計図のとおり

4. 留意事項

① 本工事受注者は、地元企業・地場製品の活用に努めてください。

② 工事中は学校運営と同時使用となるため、仮囲い等を設置し、事故の無いよう十分注意してください。

③ 工事期間中は、周辺地域、生徒、職員及び第三者の安全に細心の注意を払い、危険の無いよう対策を講じてください。構内管理については学校管理者との協議、調整を十分に行ってください。

④ 工事車両の出入り口と生徒・学校関係者の出入り口が重複するため、大型車等の出入りには必要に応じて交通誘導員を配置し、安全管理に努めてください。

⑤ 工事関係車両の駐車場は、学校管理者と協議が必要です。

⑥ 騒音・粉塵及び振動・ガラ等の飛散に対して十分な配慮を講じてください。

⑦ この工事は、建設リサイクル法の対象工事には該当しませんが、特定建設資材の再資源化に努めるとともに、産業廃棄物は適切に処理してください。

⑧ 実施工程表を契約後14日以内に提出するとともに、速やかに承認図、施工

⑨ 作業時間は、原則午前８時から午後５時までとし、通学時間帯を考慮してください。

⑩ 日曜日及び祝日に作業を行わないでください。ただし、事前に監督員の承諾を得た場合はこの限りではありません。

福山市立鷹取中学校他１校外壁改修工事

図　面　リ　ス　ト	
図面番号	図　　名
1	表紙・目次
2	外壁改修工事特記仕様書No.1
3	外壁改修工事特記仕様書No.2
4	外壁改修工事特記仕様書No.3
5	鷹取中学校　西棟 配置図・平面図・立面図
6	鷹取中学校　北棟 配置図・平面図・立面図
7	鷹取中学校　武道館・プール 配置図・平面図・立面図・断面図
8	向丘中学校　南棟 配置図・平面図・立面図・断面図

工　事　名	福山市立鷹取中学校他１校外壁改修工事		福山市教育委員会事務局管理部施設課							図面ＮＯ．
図面名称	表紙・目次	2025年5月	主務	課員	次長	課長補佐	施設課長	部長		1

福山市外壁改修工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1. 工事名称　福山市立鷹取中学校他１校外壁改修工事
2. 工事場所　福山市草戸町四丁目４番１号外１か所
3. 構造規模　鷹取中学校：西棟校舎、北棟校舎、武道場・プール
   向丘中学校：南棟校舎
4. 工事種目　外壁改修（既存モルタル及びコンクリートのクラック部、浮き部、割落部等を調査、改修）
5. 別途工事　なし

※ 本工事の工期は工事検査期間としての１４日を含んでいる。
※ 契約締結後１４日以内に実施工程表を提出する。
※ 本工事は、法定外の労災保険を見込んでいる。

Ⅱ 建築工事仕様

1. 共通仕様（最新版）

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版（以下「改修標準仕様書」という。）による。ただし、改修標準仕様書に規定されている項目以外は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版（以下「建築標準仕様書」という。）による。また、石綿含有建材の除去及び処理については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、建築物解体工事共通仕様書　令和４年版（以下「解体工事共通仕様書」という。）による。

(1) 官公署手続き
受注者は関係官公署への必要な手続きを代行する。（官公署手続きは監督員の承諾後とする。）
(2) 地元企業及び地場製品の活用
受注者は、地元企業及び地場製品の積極的な活用に努める。
(3) 疑義に対する協議等
設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、監督員と協議する。

2. 特記仕様
(1) 章、項目は番号に○印のついたものを適用する。
(2) 特記事項は ⊙ 印のついたものを適用する。
⊙ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
⊙ 印と ㊟ 印のついた場合は共に適用する。
(3) 特記事項に記載の [ ] 内表示番号は、「改修標準仕様書」、( ) 内表示番号は、「建築標準仕様書」、< >内表示番号は、「解体工事共通仕様書」、の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) 材料および製造所等の記載順序は不同である。

① 一般共通事項

① 適用基準等
- ・ 公共住宅建設工事共通仕様書　（令和元年度版）
- ⊙ 建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（令和４年版）
- ⊙ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）建設経済局建設業課・住宅局建築指導課監修
- ⊙ 建築工事安全施工技術指針　建設大臣官房官庁営繕部監督課長通達
- ⊙ 建築基準法，消防法，その他関係法令
- ・
- ・

② 監理(主任)技術者
受注者は、監理技術者及び主任技術者を建設業法により定め、工事現場内において工事名、工期、写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用する。

3 電気保安技術者 [1.3.3]
・ 適用する　　・ 適用しない

④ 技能士 [1.7.2]

工事別	適用種別	工事別	適用種別
外壁改修工事	樹脂接着剤注入施工		

⑤ 施工管理 [1.3.1] [1.1.5]
受注者は施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。
※ 施工体制台帳（建設業法等に従って作成し、写しを提出する。）
※ 施工体系図（建設業法に基づき、当該現場の見やすい場所に掲示する。）

⑥ 建築材料等
建築材料の製造所、製品及び施工業者などは、特記されたもの又は同等のものとする。ただし、同等とする場合は、監督員の承諾を受ける。
また（社）公共建築協会が実施する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出する。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という）により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努める。
材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。

⑦ 特別な材料の工法
建築標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。

⑧ 発生材の処理 [1.3.12]
- ・ 引渡しを要するもの　（　　　）
- ・ 現場において再利用を図るもの　（　　　）
- ※ 再資源化を図るもの
  - ・ アスファルトコンクリート　⊙ コンクリート　・ 木材
  - ・ コンクリート及び鉄からなる建設資材
  - ※ 上記以外のものはすべて構外に搬出し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下、「資源有効利用促進法」という）、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という）その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適正に処理する。

※ 建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）　（財）日本建設情報総合センター
本工事は登録対象工事であるため、受注者は、施工計画時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかに当該システムにデータの登録を行うものとする。
また、建設リサイクル法に規定する建設資材を搬入（搬出）する場合は、次表により計画書（実施書）を提出する。なお、これにより難い場合は、監督員と協議する。

	施工計画時	工事完了時
搬入	再生資源利用計画書	再生資源利用実施書
搬出	再生資源利用促進計画書	再生資源利用促進実施書

※ 本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税される。
なお、本工事では広島県産業廃棄物埋立税相当額を含んでいる。

⑨ 工事及び完成写真

分類	規格	撮影枚数	提出部数
着手前	サービス判程度（カラー）	必要に応じた数	1
工事中	サービス判程度（カラー）	必要に応じた数	1
完成時	サービス判程度（カラー）	各室４面	1
	キャビネ判程度（カラー）	外景４面	

着手前・工事中写真　※ Ａ４判印刷，若しくはＡ４判写真帳
完成時写真　※ アルバム（Ａ４判程度）　⊙ 写真帳
（検査後１４日以内に提出する。）
原版の提出　※ する　（ ※ 完成時のみ　・ 全て）　⊙ しない
（電子データ形式等は，監督員の指示による。）

⑩ 完成時の提出図書 [1.9.1～3]
速やかに次の図書を提出する。
⊙ 竣工図　（ ※ 完成図　・ 承諾図　・ 施工図 ）
- ・ Ａ３判を２つ折りにして製本　1部
- ・　部
- ・ 竣工図電子データ　一式
  （竣工図電子データ作成要領による。）
- ⊙ ＣＡＤデータ（媒体（ＣＤ－Ｒ等）、データ形式等は監督員の指示による。）　1部
- ・ 保全に関する資料　部

⑪ 別契約の関連工事との調整等 [1.1.7] [2.2.1]
関連工事との調整
※ 別契約の関連工事受注者が足場などを使用する場合は無償とする。
※ 別契約の関連工事受注者と工程を含めた総合的な打合せを定期的に行い、監督員の調整に協力し、当該工事関係者とともに円滑な施工に努める。

12 施工中の安全確保 [1.3.7]
- ・ 労働安全衛生法に基づく指名
- ・ 本工事は、交通誘導員として　人を見込んでいる。
  交通誘導員の配置については、実施伝票（原本）および配置状況のわかる立会い写真の撮影を行い監督員に提出する。

⑬ 騒音・振動の防止
低騒音型・低振動型建設機械を使用し、環境対策に努める。

⑭ 工事実績情報の登録 [1.1.4]
※ 受注者は、次表に従い、工事実績情報を登録する。
登録内容について、あらかじめ監督員の承諾を受けたのちに、次表の期間内に登録申請を行う。ただし、期間には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日を除く。

請負金額	工事受注時	登録内容の変更時	工事完成時
500万円以上	契約後10日以内	変更契約後10日以内	工事完成後10日以内

変更登録は、工期、技術者等に変更が生じた場合に行う（請負代金のみ変更の場合、登録不要）
※ 登録後は速やかに登録されたことを証明する資料を監督員に提出する。
なお、変更時と工事完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。（登録要）

⑮ 施工数量調査 [1.6.2]
調査範囲　※ 外壁（庇，笠木共）　・　　・ 図示
調査方法　※ テストハンマーによる打診及び目視　・ 図示
外壁調査は、外壁改修フローに対応する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置並びに数量（幅、長さ、面積）の調査を行う。調査結果により、適切な工法を選定し報告すること。また、その報告書は、結果を立面図等に記載し集計表を添えて監督員に提出する。（必要に応じ写真を添付する）

⑯ 情報共有システム
本項目の特記事項は、・ 印のついたものを適用する。
⊙本工事は、インターネットを利用して、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
本工事で利用する情報共有システムは、「広島県工事中情報共有システム」とし、当該サービス提供者との契約は受注者が行い利用料を支払うものとする。
運用に当たっては、「福山市発注工事における情報共有システム利用実施要領（建築工事）」及び「情報共有システム利用手引（建築工事）」によるものとする。
・ 発注者指定型
共通仮設費として情報共有システムの利用料を見込んでいる。
受注者は、本システムを利用できない特別の事由がある場合は、工事着手までに当該事由を記載した工事打合せ簿を監督員に提出し、その承諾を得ることで本システムを利用しないことができる。
⊙ 受注者希望型（契約時の請負金額が５００万円以上のものに限る）
工事費には情報共有システムの利用料を見込んでいない。
本システムの利用を希望する受注者は、工事着手までに工事打合せ簿により、監督員にその旨を申し出て、本システムを利用するものとする。
その場合の請負金額の変更については、情報共有システムの利用料を共通仮設費に見込むものとし、本システムの利用を確認した後に変更契約を行うものとする。

② 仮設工事

① 工事現場仮囲い
・ ナイロンロープ張り　・ 木製仮囲い　・ 鋼製仮囲い　⊙ ｶﾗｰｺｰﾝ及びｺｰﾝﾊﾞｰ

② 監督員事務所 [2.4.1]
・ 設ける（　㎡程度）　⊙ 設けない
・ 備品等（　　）

③ 受注者事務所等 [2.4.1]
⊙ 敷地内へ建てることができる　・ 敷地内へ建てることができない

④ 工事用水
構内既存の施設　・ 有償で利用できる（副メーター設置等）
⊙ 無償で利用できる
・ 利用できない

⑤ 工事用電力
構内既存の施設　・ 有償で利用できる　⊙ 無償で利用できる　・ 利用できない

⑥ 安全対策
⊙ 敷地内の工作物は、必要に応じて養生を行い、被害を及ぼした場合は受注者の責任に於いて復旧する。
⊙ 工事中は生徒等施設利用者の安全に努め、仮囲い等の適切な措置を図る。
⊙ 建物出入り口には、落下防止対策及び安全対策を講じること。

⑦ 足場その他 [2.2.1]
※ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(２)手すり据置方式又は(３)手すり先行専用足場方式により行う。

3 防水改修工事

1 塗膜防水 [3.1.4] [3.2.6] [3.6.2～3]

工法	種別	施工箇所	仕上塗量 種類	仕上塗量 使用量	高日射反射率防水の適用	備考
・ＰＯＸ	※Ｘ－１ ・Ｘ－２		・ ※製造所の指定による	・ ※製造所の指定による	・適用 ・	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ﾄﾞﾚﾝ ・ 設ける ・ 設けない
・Ｌ４Ｘ	・Ｘ－１ ※Ｘ－２	小庇 バルコニー	・ ※製造所の指定による	・ ※製造所の指定による	・適用 ・	脱気装置 ・ 設ける ⊙ 設けない

2 その他の防水

種別	施工箇所
・Ｓ－Ｍ２	
・Ｓ－Ｆ２	

3 シーリング [3.1.4] [3.7.2] [3.7.4～7]
シーリング改修工法の種類　[表３．１．２]
- ・ シーリング充填工法
- ・ シーリング再充填工法
- ・ 拡幅シーリング再充填工法
- ・ ブリッジ工法
  ボンドブレーカー張り　・適用する　・適用しない
  エッジング材張り　・適用する　・適用しない

シーリング材の種類､施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書 表３．７．１による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
外部建具廻り	変成シリコンーン系（MS-2）10*15
外壁躯体目地	ポリウレタン系（PU-2）10*20

シーリング材の目地寸法　※改修標準仕様書３．７．３による

4 シーリング材の試験 [3.7.8]
接着性試験
※ 簡易接着性試験　・ 引張接着性試験

5 保証書
次の工事について保証書を提出する

工事区分	材料名	保証年限	備考
・ 防水工事	・ アスファルト防水	１０年	
	・ 改質アスファルト防水	１０年	
	・ 合成高分子ルーフィング防水	１０年	
	・ 塗膜防水	１０年	
・ その他工事		年	

④ 4－1 外壁改修工事

① 外壁改修材料 [4.2.4]、[4.3.5] [4.4.5]、[4.5.2]
※ ４．２．２によるほか、監督員の承諾する材料
※ セメント混和用軽量発泡骨材を用いた軽量モルタルを外部に使用しないこと。

4－2 外壁改修工事（コンクリート打放し仕上げ外壁）

1 ひび割れ部改修工法 [4.1.4] [4.2.4～7]
※樹脂注入工法

	工法の種類	ひび割れ幅（mm）	注入口間隔（mm）	注入量（ml／m）
※Ａ	・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	０．２以上０．３未満	２００～３００	※ ４０　・
		０．３以上０．５未満		※ ４０　・
		０．５以上１．０未満		※ ７０　・
・Ｂ	・手動式エポキシ樹脂注入工法	０．２以上０．３未満	５０～１００	※ ４０　・
・Ｃ	・機械式エポキシ樹脂注入工法	０．３以上０．５未満	１００～２００	※ ７０　・
・Ｄ	・機械式エポキシ樹脂注入工法	０．５以上１．０未満	１５０～２５０	※ １３０・

コア抜取り検査　・ 行う　※ 行わない　　補修方法（ポリマーセメントモルタル充填）
注入材料
※ 建築補修用注入エポキシ樹脂（ＪＩＳ　Ａ６０２４）による（※ 低粘度形　・ 中粘度形）
・ 軟質形エポキシ樹脂の中粘度型又は低粘度型
- ・ Ｕカットシール材充填工法
  カット部充填材
  ※ 可とう性エポキシ樹脂
  ・シーリング用材料　（※１成分形又は２成分形ポリウレタン系　・ 表３．７．１による）
  シーリング材のうえにポリマーセメントモルタル充填　※ 行う　・ 行わない
- ・ シール工法
  ひび割れ部シール材
  ※ パテ状エポキシ樹脂　・ 可とう性エポキシ樹脂

2 欠損部改修工法 [4.1.4] [4.2.4、8]
※ 充填工法
欠損部充填材
※ ポリマーセメントモルタル　・ エポキシ樹脂モルタル

④ 4－3 外壁改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁）

① ひび割れ部改修工法 [4.1.4] [4.3.5～8]
（下記以外は４－２コンクリート打放し仕上げ外壁による）
※ モルタルを撤去して改修　（撤去後の補修は充てん工法［４．３．９］による）
※ 樹脂注入工法　・ Ｕカットシール材充てん工法　・ シール工法
⊙ モルタルを撤去しないで改修
※ 樹脂注入工法　⊙ Ｕカットシール材充てん工法　・ シール工法

② 欠損部改修工法 [4.1.4] [4.3.5、9、10]
㊟ 充てん工法（欠損部の面積が０．２５㎡／箇所程度以下の場合）
充てん材の種類　※ポリマーセメントモルタル　・エポキシ樹脂モルタル
・ モルタル塗替え工法
既製目地材　・ 使用する（形状　　）
仕上げ厚又は全塗厚が25㎜を超える場合の措置　※ 図示

③ 浮き部改修工法 [4.1.4] [4.3.5、11～16]
⊙ モルタルを撤去しないで改修
⊙ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法（・ 注入口付　・　　）
アンカーピン固定用樹脂材料（アンカーピン部共通）
建築補修用注入エポキシ樹脂（ＪＩＳ　Ａ６０２４）による硬質形で高粘度形
注入口付アンカーピン用樹脂材料（アンカーピン部共通）
建築補修用注入エポキシ樹脂（ＪＩＳ　Ａ６０２４）による硬質形で中粘度形又は高粘度形
・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法（・ 注入口付　・　　）
注入材料
建築補修用注入エポキシ樹脂（ＪＩＳ　Ａ６０２４）による硬質形で低粘度形又は中粘度形
・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法（・ 注入口付　・　　）
注入材料　ポリマーセメントスラリー（実績等の資料を監督員に提出する）
※ モルタルを撤去して改修
・ 充てん工法
・ モルタル塗替え工法

4 外壁複合改修工法
平成７年度建設省告示第１８６０号による「外壁複合改修構工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする

4－4 外壁改修工事（タイル張り仕上げ外壁）

1 タイル張替え工法用材料 [4.4.5]
（下記以外は４－２コンクリート打放し仕上げ外壁、及び４－３モルタル塗り仕上げ外壁による）
タイル部分張替え工法及びタイル張替え工法用接着剤の種類
- ・ ポリマーセメントモルタル
- ・ JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
- ・ JIS A 5557による一液反応硬化形ウレタン樹脂系

目地詰め　※ 行う　・ 行わない
タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状寸法	再生材料の適用	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 あり	なし	色 標準	特注	耐凍害性 あり	なし	耐滑り性	備考
外壁	ﾎﾞｰﾀﾞｰﾀｲﾙ貼	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
		・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・		

当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること
役物の使用箇所

内装	出隅　天端
外装	出隅、窓台、マグサ（標準一体成型品以外は接着成型品とする）

タイルの試験張り　・ 行う　※ 行わない
タイルの見本焼き　・ 行う　※ 行わない

2 ひび割れ部改修工法 [4.1.4] [4.4.2、5～7]
※ タイルを撤去して改修（撤去後の補修はタイル部分張替え工法による）
※ 樹脂注入工法　・ Ｕカットシール材充てん工法
・ タイルを撤去しないで改修
※ 樹脂注入工法

3 欠損部改修工法 [4.1.4] [4.5.3、5、7、8]
・ タイル部分張替え工法（欠損部の面積が０．２５㎡　／箇所以下の場合及び下地モルタルがある場合）
・ タイル張替え工法（下地モルタルを撤去する場合）
既製調合モルタル（張り付け用に使用する場合）

4 浮き部改修工法 [4.1.4] [4.4.4～6] [4.4.9～11、15]
※ タイルを撤去しないで改修
- ・ アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法（・注入口付　・　　）
- ・ アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法（・注入口付　・　　）
- ・ アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法（・注入口付　・　　）
- ・ 注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法
  注入口付アンカーピン本数　・
- ・ タイルを撤去して改修（撤去後の補修は欠損部改修工法による）

5 目地改修工法 [4.1.4] [4.4.16]
・ 目地ひび割れ部改修工法
・ 伸縮調整目地改修工法　位置及び寸法　※ 図示

6 外壁複合改修工法
平成７年度建設省告示第１８６０号による「外壁複合改修構工法の開発」において、建設大臣の技術評価を取得した工法とする

4－5 外壁改修工事（仕上塗材仕上げ外壁）

1 仕上塗材仕上げ [4.1.5] [4.5.2、6]

・薄付け仕上塗材

種類	仕上げの形状	工法
・ 外装薄塗材Ｅ	・ 砂壁状	⊙ 吹付け　・ こて
・ 防水形外装薄塗材Ｅ	・ 着色骨材砂壁状	・ ローラー

・厚付け仕上塗材

種類	仕上げの形状	工法	上塗材
・ 外装厚塗材Ｅ	・ 吹放し ・ 凸部処理	吹付け	・ 行う ・ 行わない

・複層仕上塗材

種類	仕上げの形状	工法	上塗材
・ 複層塗材ＣＥ	・ 凸部処理	・ 吹付け	耐候性　※ 耐候形３種　・ 耐候形２種
・ 複層塗材Ｓｉ	・ 凹凸模様	・ ローラー	溶媒　※ 水系　・ 溶剤系　・ 弱溶剤系
・ 複層塗材Ｅ	・ ゆず肌状		樹脂　※ アクリル系　・ シリカ系
・複層塗材ＲＥ			・ ポリウレタン系　・ フッ素系
・ 可とう性複層塗材ＣＥ			・ アクリルシリコン系
・ 防水形複層塗材ＣＥ			外観　※ つやあり　・ つやなし
・ 防水形複層塗材Ｅ			・ メタリック
・ 防水形複層塗材ＲＥ			
・ 防水形複層塗材ＲＳ			

・可とう形改修用仕上塗材

種類	仕上げの形状	工法	上塗材（耐候性　耐候形３種）		
・ 可とう形改修塗材Ｅ	・ 平たん状	ローラー	・ 水系	・ アクリル系	※つやあり
・ 可とう形改修塗材ＲＥ	・ さざ波		・ 溶剤系	・ ポリウレタン系	
・ 可とう形改修塗材ＣＥ	・ ゆず肌状	吹付け	・ 弱溶剤系	・ アクリルシリコン系	
				・ フッ素系	

2 所要量の確認 [4.5.3]
塗材所要量等の確認方法は、単位面積当たりの使用量によることを標準とする。
また、仕上りの程度の確認は、表4.6.1による。

3 既存塗膜等の除去及び下地処理 [4.5.4]
塗膜はく離材　製造所（　　）
防火材料の指定箇所　（　　）

既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理の工法
- ※ サンダー工法 ── 処理範囲　・ 既存仕上げ面全体　※ 図示の範囲
- ・ 高圧水洗工法 ── 処理範囲　・ 既存仕上げ面全体　※ 図示の範囲
  - ・ ３０ＭＰａ以上
  - ・ ５０ＭＰａ以上
  - ・ １００ＭＰａ以上
  - ・ （　）ＭＰａ以上
- ・ 塗膜はく離剤工法 ── 処理範囲　・ 既存仕上げ面全体　※ 図示の範囲
- ・ 水洗い工法 ── 処理範囲　※ 上記処理範囲以外の既存仕上げ面全体　・ 図示の範囲

下地面の補修　外壁改修フロー及び数量による
下地調整材料　※ 下地調整塗材
・ ポリマーセメントモルタル
・ 防水形仕上塗材主材

4 マスチック塗材塗り [4.6.2]
マスチック塗材塗り
種別　・ Ａ種　・ Ｂ種

5 屋根及びとい工事

1 とい (13.5.2)
軒どい　・ VPカラー50φ　・ VPカラー75φ　・ VPカラー100φ
たてどい　・ VPカラー50φ　⊙ VPカラー75φ　・ VPカラー100φ
とい受け金物　※ 亜鉛めっき　・ ステンレス（SUS304）
足金物　※ 溶融亜鉛めっき　⊙ ステンレス（SUS304）

6 塗装改修工事

1 塗料の種類
合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種類　※ １種　・ ２種
耐候性塗料塗り(DP)の上塗り塗料等級　・ １級　・ ２級　・ ３級
塗料の種類

	ＤＰ	ＥＰ－Ｇ
木部	―	表7.9.2
鉄鋼面	表7.8.1	※Ｂ種
亜鉛めっき面	表7.8.2	表7.9.4
ボード等（注2）	―	※Ｂ種

（注2）：コンクリート、モルタル、プラスター、せっこうボード、その他ボード面等［７．９．２］

章	項目	特記事項

⑦ 石綿含有建材の除去及び処理

① 事前調査 <1.4.1>

目視及び設計図書等により、あらかじめ事前に次の事項について事前調査を行い、調査結果をとりまとめて監督員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公署へ報告を行う。

（1）使用部位の確認
（2）種別，厚さ等の確認
（3）使用数量の確認
（4）施工範囲と工事管理区分の確認

・ 石綿含有分析調査　　（ ※ 不要　　・ 必要（内容は下記による）　　）
※ 分析方法　JIS　A1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による定性分析
※ 分析必要部屋名等　　（ ※ 図示　　）　分析必要箇所　　（　　箇所）

2 石綿粉じん濃度測定 <6.1.3>

石綿粉じん濃度測定を行い、記録し監督員に報告する。
※ 測定方法は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版による。
測定点の取り方
（1）処理作業前
・ 処理作業室内（　点）
・ 施工区画周辺又は敷地境界（２点）
（2）処理作業中
・ 処理作業室内（　点）
※ セキュリティーゾーン入口（　点）…空気の流れを確認
※ 負圧・除じん装置の排出口（　点）…除じん装置の性能確認
・ 施工区画周辺又は敷地境界（２点）
（3）処理作業後（離隔シート撤去前）
※ 処理作業室内（　点）
・ 施工区画周辺又は敷地境界（２点）

③ 除去工事共通事項 <6.2.1～6.2.9>

1）専門工事業者
石綿含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出すること。
2）作業主任者及び特別管理産業廃棄物管理責任者
①石綿作業主任者技術講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、管理させること。
②排出事業者は、石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の除去工事では、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し管理させること。
3）除去作業者
石綿含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という。）は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に基づく特別の教育を受けた者とする。また、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常がない者とする。
4）施工計画書
施工に先立ち、処理工事に伴う石綿粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を施工調査等の結果に基づき作成し、監督員の承諾を受けること。
5）表示及び掲示
①関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止、石綿除去作業中等の表示を行う。
②石綿の有害性、取扱い上の注意事項、使用すべき保護具の掲示を行う。
③「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制措置、ばく露防止措置等）」を周辺住民の見やすい場所に掲示する。
6）保護具・保護衣
①作業者は、作業内容に応じた呼吸用保護具、保護めがねを使用するとともに粉じんが付着しにくく、服内部に侵入しにくい保護衣又は作業衣を着用する。
②監督員の現場作業の立入確認のため、保護具、保護衣を一式現場に備える。
7）官公署その他への手続き
①労働安全衛生法の吹付け石綿除去作業の工事計画届（労働基準監督署）
②「石綿則」第５条第１項の規定による作業届（労働基準監督署）
③大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業実施届出（都道府県知事）
④その他、各自治体の条例又は要綱等により義務付けられている届出
（特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書等）
8）適用基準等
※ 「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」

4 石綿含有吹付け材の除去 <6.3.1～6.3.4>

1）処理を行う石綿含有吹付け材の仕様及び部位
※ 図面による　　・ 下記による

石綿含有吹付け材の仕様	使　用　部　位
・	・
・	・
・	・
・	・

2）作業場の隔離、養生等
①除去に伴い石綿の作業場から外部への飛散防止及び処理を行わない他の部位への汚染を防止するため、プラスチックシート等を用いて負圧隔離養生を行う。
②隔離した作業場内は、HEPAフィルターを備えた負圧除じん装置により、常時負圧を保つ。
③隔離した作業場内への出入りによる石綿粉じんの二次汚染を防止するため、前室、洗浄室及び更衣室の３室で構成するセキュリティーゾーンを設置する。
④洗浄室にはエアシャワー設備を設ける。
⑤除去物の処理
※ 密封処理（二重袋梱包）　　・ セメント固化
3）除去工法
※ 図面による　　・ 共通仕様書による
施工場所（　　）
4）除去した石綿等の保管、運搬、処分等
①除去した石綿含有吹き付け材等を搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、石綿等の保管場所であることの表示を行う。
当該工事により発生する石綿を含む廃棄物は、下記の処分先を見込んでいる。
処分場所（　　）　運搬距離（　　）
受入条件（※平日受入　　・　　）
※ 埋立処分（管理型最終処分場）　　・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。
②石綿を廃棄物として排出した時は、その都度、排出量と処理先を監督員に報告するとともに，産業廃棄物管理票（マニュフェスト）の写しを添付した廃棄物処理報告書を提出する。
5）確認及び後片付け
①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。
②確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。
③養生用のプラスチックシートの撤去に先立ち、高性能真空掃除機で養生面、床等の清掃を行う。
④養生用のプラスチックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散抑制剤を散布する。
⑤壁面等の養生用のプラスチックシートの撤去は、集じん・排気装置で十分に吸引・ろ過し，原則として、隔離空間内部の空気中の総繊維数濃度を測定して、石綿等の粉じんが処理されたことを確認した後に行う。　なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。
⑥養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後に解体搬出する。
⑦床養生用のプラスチックシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。
⑧養生用のプラスチックシート等の廃棄物は、４　２）⑤により処理等を行う。
⑨後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃をする。

5 石綿含有保温材等の除去 <6.4.1～6.4.4>

1）処理を行う石綿含有保温材等の仕様及び部位
・ 下記による　　※ 図面による

石綿含有保温材等の仕様	使　用　部　位
・	・
・	・
・	・
・	・

2）養生等
①石綿含有保温材等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負圧不要）を行う。
②作業場の隔離　　（ ・ 行う　　※ 行わない ）
石綿含有保温材等の除去にあたり、掻き落し・破砕・切断による方法の場合は、作業場の隔離を行うこと。
3）作業場の隔離を行う場合は、４　２）を適用する。
除去工法
※ 粉じん飛散抑制剤により湿潤化した後に手ばらし　　・ 石綿含有吹き付け材の除去による除去物の処理　　（ ※ 密封処理（二重袋梱包）　　・ セメント固化 ）
4）除去した石綿等の保管、運搬、処分等
４　４）　除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。
5）確認及び後片付け
①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。
②確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。
③養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤を散布する。

6 石綿含有成形板等の除去 <6.5.1～6.5.4>

1）処理を行う石綿含有成形板等の仕様及び部位
・ 下記による　　※ 図面による

石綿含有成形板等の仕様	使　用　部　位
・	・
・	・
・	・
・	・

2）養生等
石綿含有成形板等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて作業場所の周辺の養生を行う。
3）除去工法
①原則、手ばらしで行う。やむを得ず切断、破壊等しなければならない場合は、常時湿潤化した状態で作業を行う。ただし、石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。
②除去した石綿含有成形板等の集積及び積込みに当たっては、高所より落下しないことの他、粉じんの飛散防止に努める。
③破砕された石綿含有成形板等は、湿潤化のうえ、丈夫なプラスチック袋に入れる等飛散防止の措置を講ずる。
4）除去した石綿等の保管、運搬、処分等
①処分は原形のままとし、処分先は監督員の指示による。
・ 石綿含有せっこうボード
※ 埋立処分（管理型最終処分場）
・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等
・ 埋立処分（安定型最終処分場）　　・ 中間処理（溶融施設）
なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は，監督員と協議すること。
②除去した石綿含有成形板等を現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の廃棄物とを分別して保管するものとし、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿等の保管場所であることの表示を行う。
③石綿含有成形板等の運搬に当たっては、運搬車輌の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
5）確認及び後片付け
①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。
②養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分清掃する。

⑦ 石綿含有仕上塗材（下地調整塗材含む）の除去

1）処理を行う石綿含有仕上塗材（下地調整塗材含む）の仕様及び部位
⊙ 下記による　　※ 図面による

石綿含有仕上塗の仕様	使　用　部　位
⊙ 外装薄塗材E	⊙ 鷹取中学校武道場・プール◎-1、-2、-3
⊙ 複層塗材E	⊙ 鷹取中学校武道場・プール◎-3
⊙ 外装薄塗材E	⊙ 向丘中学校南棟校舎◎-1、-2、-3
・	・

2）養生等
電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負圧不要）を行う。
3）除去工法　　（ 施工場所 ： ※ 図示　　・　　）
①石綿含有仕上塗材の除去は、高圧水洗工法や剥離剤を用いる工法等により、湿潤化した状態で行う。
②電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、除去する石綿含有仕上塗材を常時湿潤化した状態で作業を行う。なお、湿潤化が著しく困難な場合は、除じん性能を有する電動工具を使用するなど粉じんの発散を防止する。
③除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包する。
4）除去した石綿等の保管、運搬、処分等
６　４）　除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。
処分先については、監督員の指示による。
・ 埋立処分　（ ・ 安定型最終処分場　・ 管理型最終処分場 ）
・ 中間処理　（ 溶融施設又は無害化処理施設　　）
なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督員と協議すること。
5）確認及び後片付け
①関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。
②養生シート等の撤去にあたっては、シート等を十分清掃する。

名　称	A　表面劣化部処理		B　ひび割れ部処理		C　錆鉄筋部処理		D　浮き部処理
記号・仕様	A－1’　打放し面表面劣化部処理［サンダー工法］	A－2’　モルタル面表面劣化部処理［サンダー工法］	B－2’　打放し面Uカットシール材充填工法［標仕４．２．６］ ひび割れ幅　１．０mm超	B－6’　モルタル面Uカットシール材充填工法 ひび割れ幅　１．０mm超	C－1’　打放し面錆鉄筋部処理	C－2’　モルタル面錆鉄筋部処理	D－1’　モルタル面はつり
改修前 / 改修後	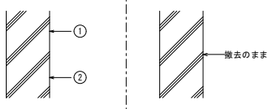	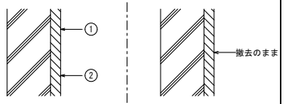	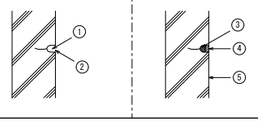	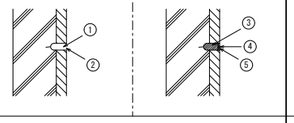	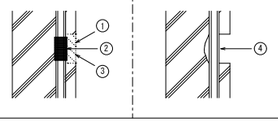	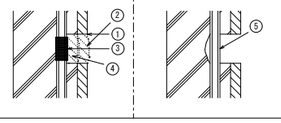	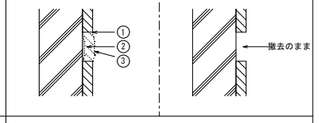
工　程	①既存仕上げ材及び脆弱層サンダーケレン（・全面　＊部分） ②ブラシ、圧搾空気等清掃	①既存仕上げ材及び脆弱層サンダーケレン（・全面　＊部分） ②ブラシ、圧搾空気等清掃	①ひび割れ部Uカット ②ブラシ、圧搾空気等清掃 ③シーリング材打設 ④Uカット部埋戻し　（ポリマーセメントモルタル）	①ひび割れ部Uカット ②ブラシ、圧搾空気等清掃 ③シーリング材打設 ④Uカット部埋戻し　（ポリマーセメントモルタル）	①錆鉄筋周辺のはつり ②錆落とし ③ブラシ、圧搾空気等清掃 ④防錆処理	①カッター縁切り（C－3） ②浮き部はつり ③錆落とし ④ブラシ、圧搾空気等清掃 ⑤防錆処理	①カッター縁切り（C－3） ②浮き部はつり ③ブラシ、圧搾空気等清掃
	設計数量：　　㎡	設計数量：　7.1 ㎡	設計数量：　　m	設計数量：　　m	設計数量：　　m	設計数量：　17.8 m	設計数量：　14.2 ㎡

名　称	D　浮き部処理			E　欠損部処理		
記号・仕様	D－2’　モルタル面アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法　［標仕４．３．１１］			E－1’　打放し面充填工法［標仕４．２．８］　の一部	E－2’　打放し面欠損部処理［標仕４．２．３］　の一部	E－3’　モルタル面欠損部処理［標仕４．３．３］　の一部
改修前 / 改修後	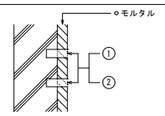	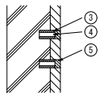	①一般部分標準グリッド（２５０×２５０） （指定部以外の部分） 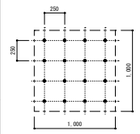 ②指定部分標準グリッド（２００×２００） （見上げ面、ひさしのはな、まぐさ隅角部分等） 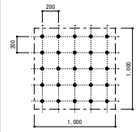 ③峡幅部 （幅２００mm以下で帯状に剥離している幅の狭い箇所） ● アンカーピン固定部			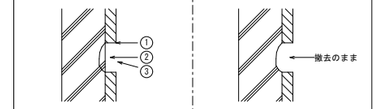
工　程	①穿孔　一般部　16　ケ所 指定部　25　ケ所 ②孔内ブラシ、圧搾空気等清掃　一般部　16　ケ所 指定部　25　ケ所 ③エポキシ樹脂注入　一般部　16　ケ所 指定部　25　ケ所 ④ステンレスピン挿入　一般部　16　ケ所 指定部　25　ケ所 ⑤穿孔跡埋戻し［エポキシパテ］　一般部　16　ケ所 指定部　25　ケ所			①欠損部はつり等での整形 ②ブラシ、圧搾空気等清掃	①欠損部・錆鉄筋周辺はつり等での整形 ②錆落とし ③ブラシ、圧搾空気等清掃 ④防錆処理	①カッター縁切り（C－3） ②欠損部はつり等での整形 ③ブラシ、圧搾空気等清掃
	設計数量：①一般部分：【モルタル面】　㎡ ②指定部分：　0.0 ㎡ ③峡幅部　：　17.0 m			設計数量：　　㎡	設計数量：　　㎡	設計数量：　　㎡　（カッター縁切り：　　m）

外壁改修フロー図

⊙コンクリート打放し仕上げ外壁の場合

- 外　壁　調　査　（施工数量調査）
  - 旧仕上げ材の撤去　・全面　※図示
    - ひび割れ部改修
      - 樹脂注入工法
      - Uカットシール材充填工法
    - 欠損部改修
      - 充填工法
        - １００×３００×３０mm程度
      - 錆鉄筋部補修工法
        - 幅１００mm程度
    - シーリング改修
      - シーリング充填工法

⊙モルタル塗り仕上げ外壁の場合

- 外　壁　調　査　（施工数量調査）
  - 旧仕上げ材の撤去　・全面　※図示
    - ひび割れ部改修
      - モルタル撤去　・しない　⊙する
        - 樹脂注入工法（注１）
        - Uカットシール材充填工法
    - 欠損部改修
      - 充填工法
        - カッター切り
    - 浮き部改修
      - モルタル塗替え工法
        - カッター切り
      - アンカーピンニング注入工法
        - 部分エポキシ樹脂
          - 一般部分
          - 指定部分
    - シーリング改修
      - シーリング再充填工法

その他特記事項

打音及び目視調査、改修の範囲

・建物の１階から最上階まで（屋上部のＰＨ、渡り廊下等も含む）に対して打音及び目視により、浮き　ひび割れ及び欠損について調査を行なう。各調査で異常のある場合は、計測し図面に幅・長さ・厚さ・面積などを記入表示する。

・調査は高所作業車で行うものとする。

・調査不可能範囲は、報告書に範囲を明示の上、監督員と対応を協議すること。

・敷地の特性上、高所作業車で調査、改修工事が行えない箇所に関しては、監督員及び学校管理者と協議の上、危険箇所については、立ち入り禁止措置を講ずる。(鉄筋杭L=1000@4m＋トラロープ)

・改修範囲（石綿含有仕上塗材の除去含む）については、施工数量調査報告書を提出し、監督員と協議の上決定する。

はつり時等の養生について

・高所作業車での作業となるため、監督員と協議の上、埃等が飛散しないように対策を講じること。

錆鉄筋防錆処理

・鉄筋コンクリート用防錆剤等を塗り付け、防錆処理を行う。

・処理済み部分についても、発錆が確認できた場合は、同様に防錆処理を行う。

A2：100%
A3：71%

工　事　名	福山市立鷹取中学校他１校外壁改修工事		福山市教育委員会事務局管理部施設課	図面ＮＯ．
図面名称	外壁改修工事特記仕様書No.3	2025年5月		4

鷹取中学校　北棟

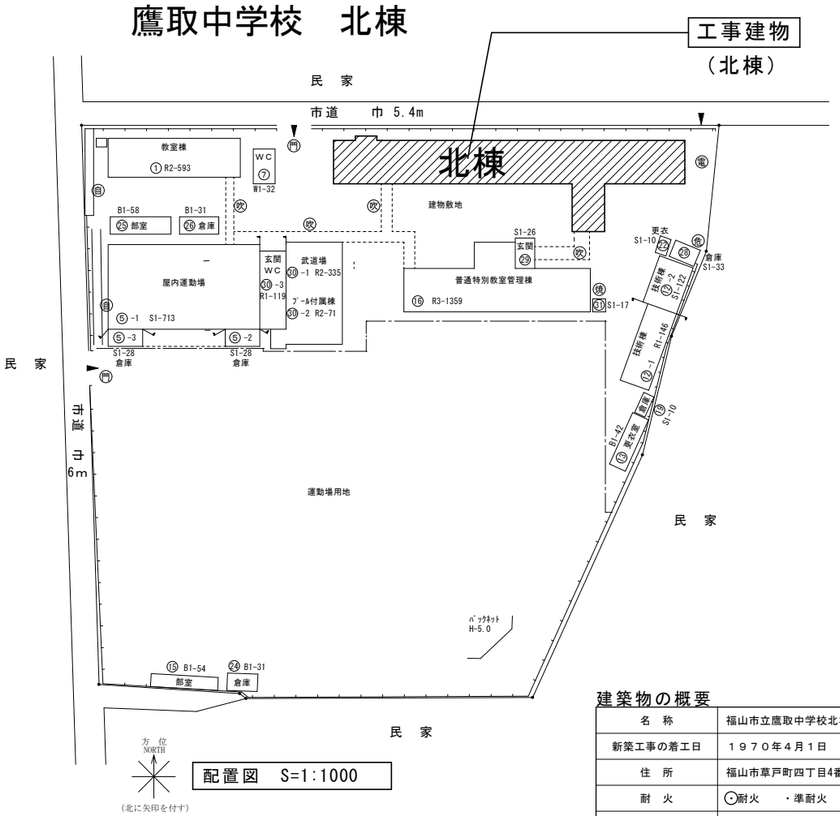

配置図　S=1:1000

建築物の概要

名　称	福山市立鷹取中学校北棟校舎
新築工事の着工日	１９７０年４月１日
住　所	福山市草戸町四丁目4番1号
耐　火	⊙耐火　・準耐火　・その他
構　造	・木造　⊙ＲＣ造　・Ｓ造　・その他
延べ面積	2,473㎡
階　数	地上　３階　、地下　　階
解体の作業の対象となる床面積の合計	㎡

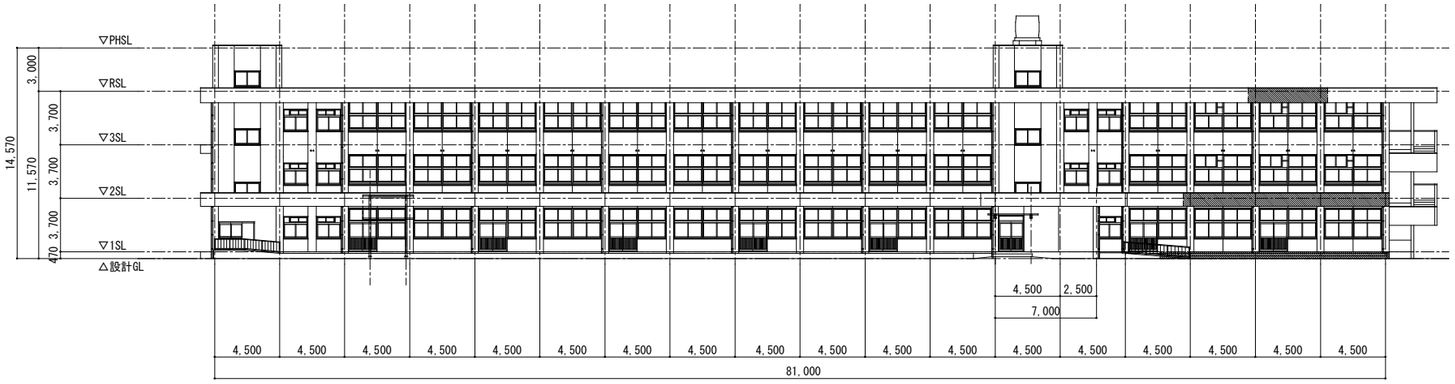

南面

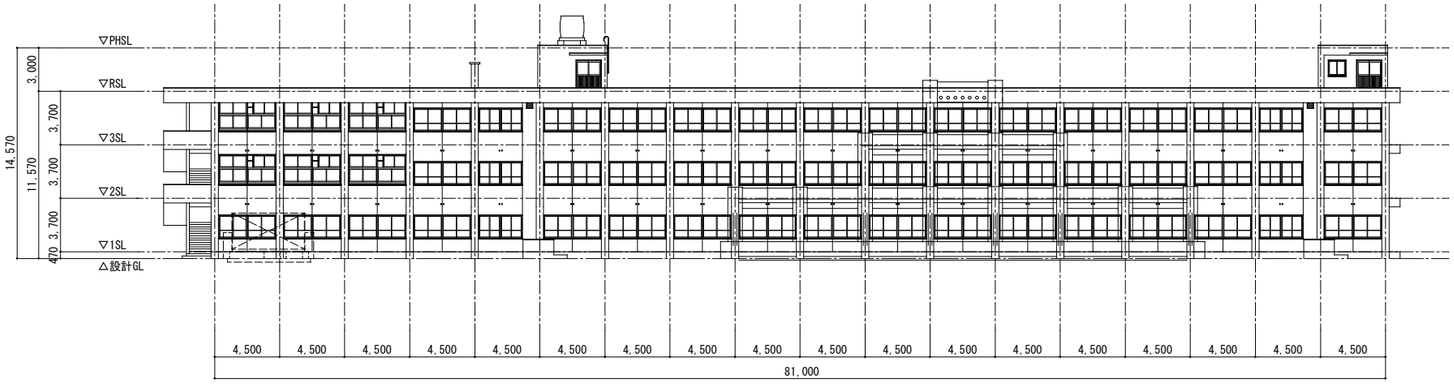

北面

立面図　S＝1/300

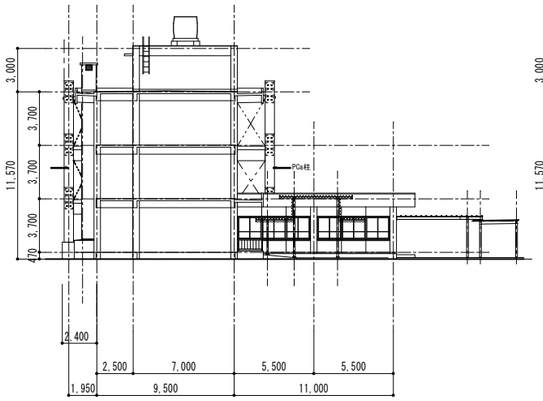

西面

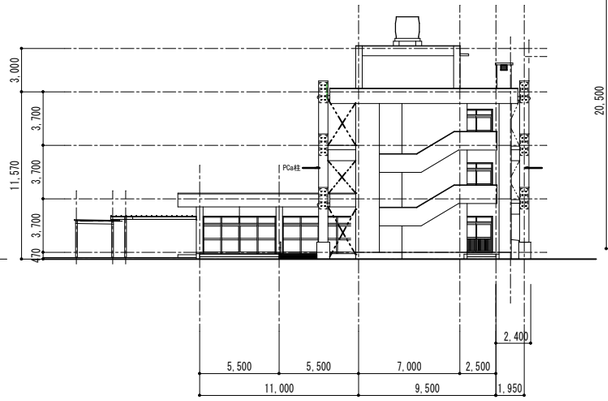

東面

立面図　S＝1/300

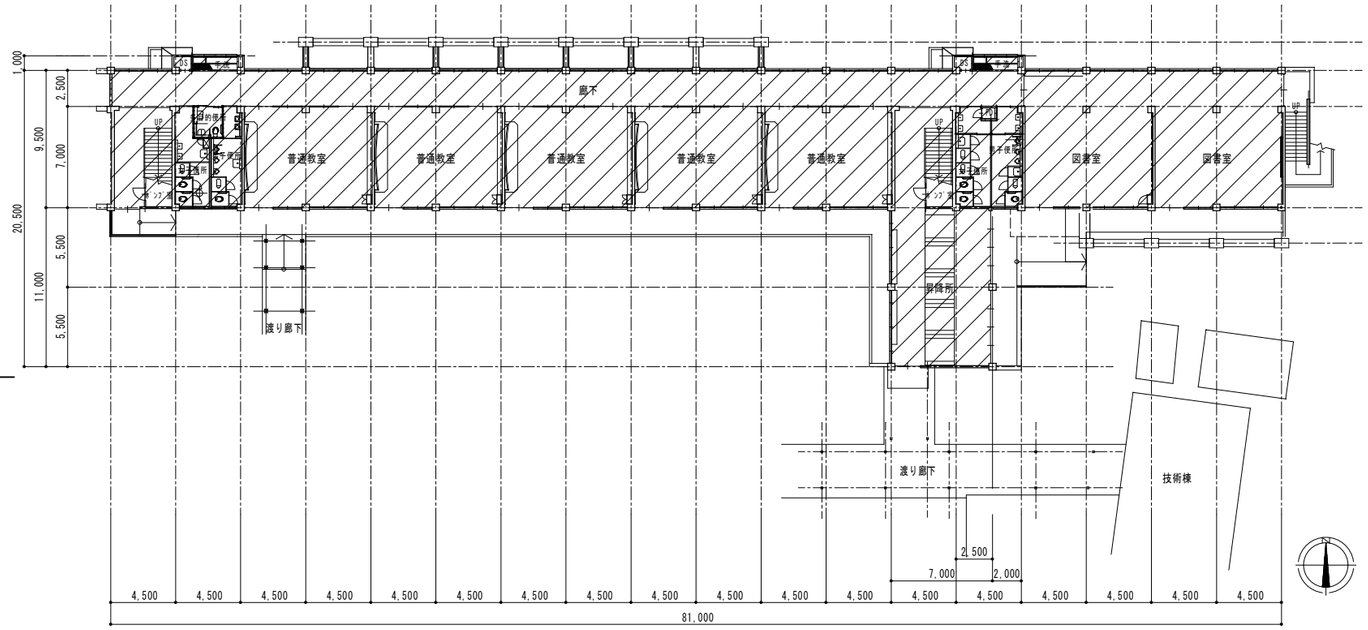

1階平面図　S＝1/300

・・・今回外壁改修箇所を示す。

A2：100%
A3：71%

工 事 名	福山市立鷹取中学校他１校外壁改修工事		福山市教育委員会事務局管理部施設課	図面ＮＯ．
図面名称	鷹取中学校　北棟 配置図・平面図・立面図	2025年5月		5

鷹取中学校　西棟

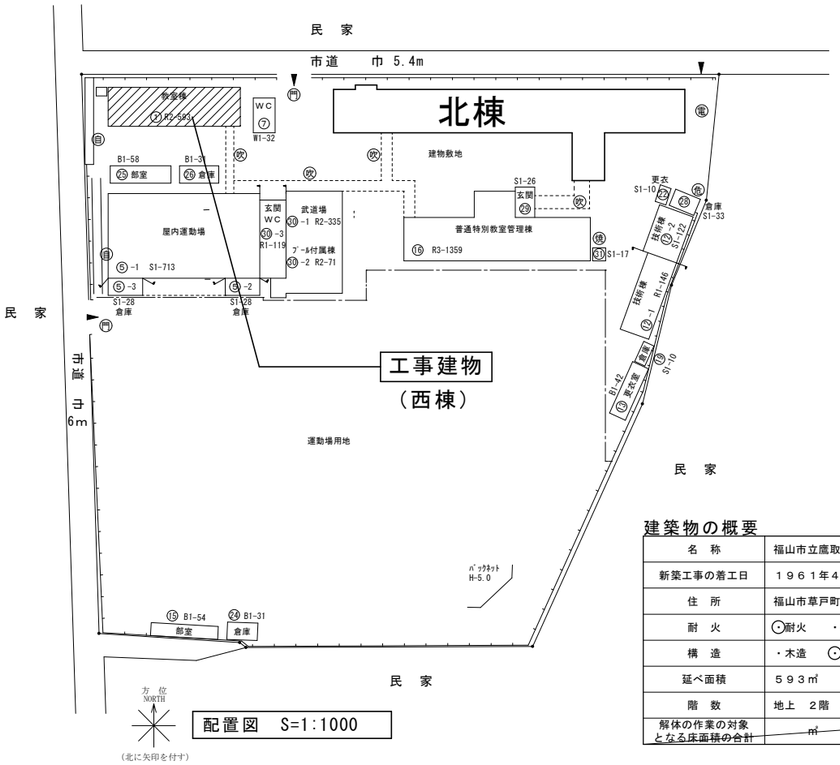

配置図　S=1:1000

建築物の概要

名　称	福山市立鷹取中学校西棟校舎
新築工事の着工日	１９６１年４月１日
住　所	福山市草戸町四丁目4番1号
耐　火	⊙耐火　・準耐火　・その他
構　造	・木造　⊙ＲＣ造　・Ｓ造　・その他
延べ面積	５９３㎡
階　数	地上　２階　、地下　　階
解体の作業の対象となる床面積の合計	㎡

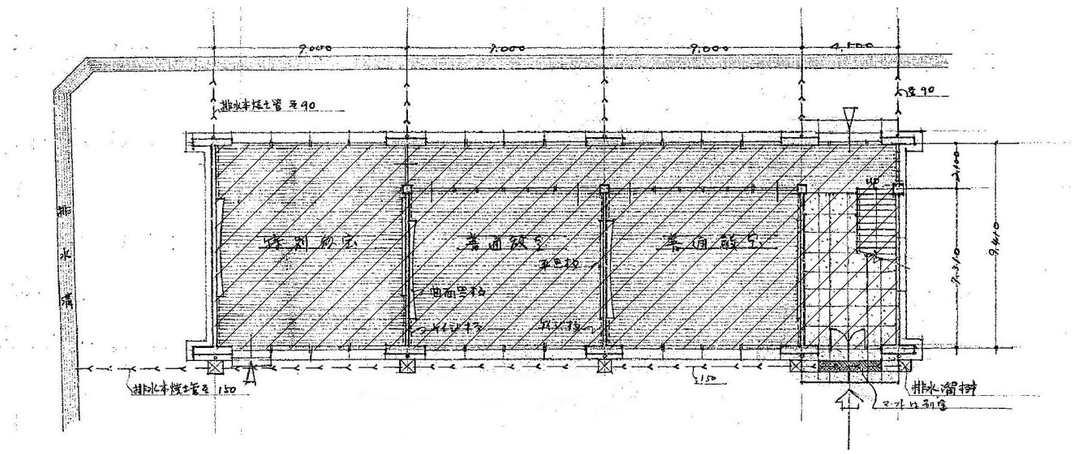

1階平面図　S＝1/200

・・・今回外壁改修箇所を示す。

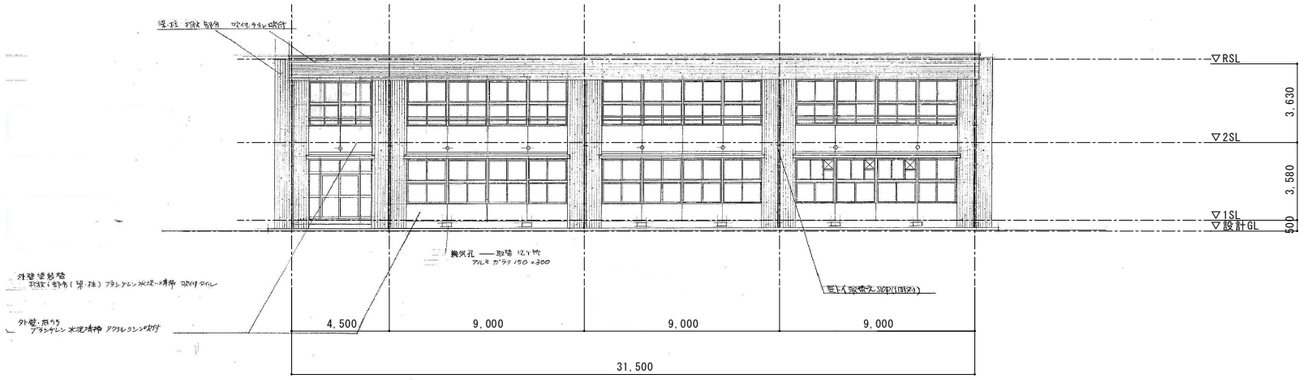

北面

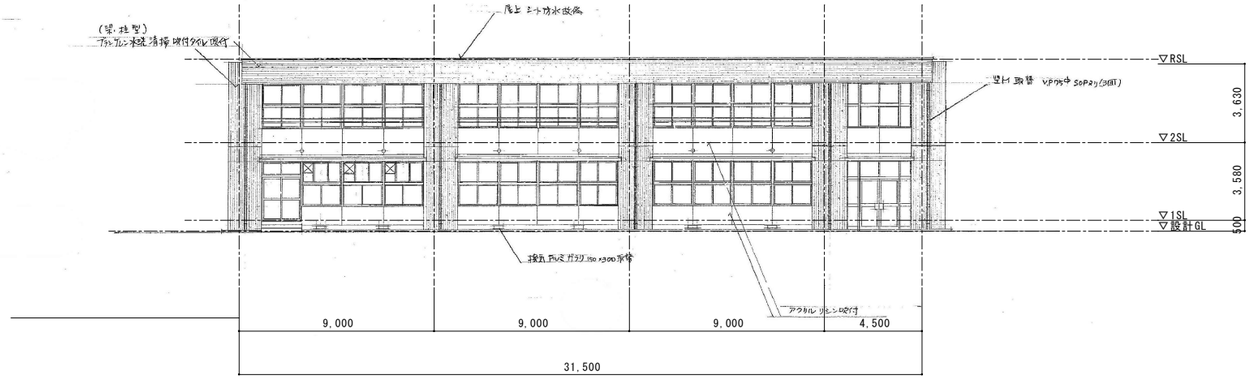

南面

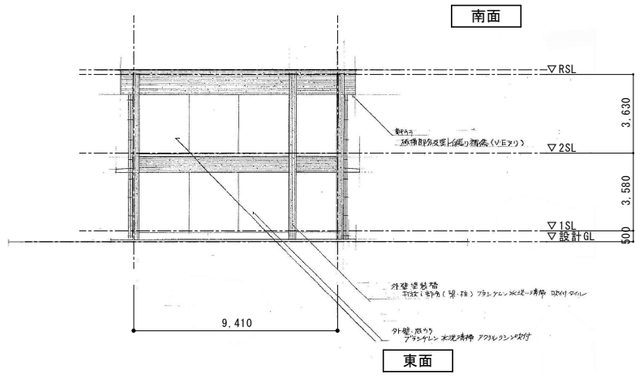

東面

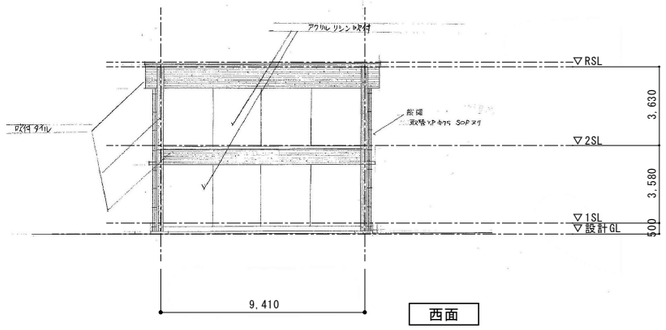

西面

立面図　S＝1/200

A2：100%
A3：71%

工 事 名	福山市立鷹取中学校他１校外壁改修工事		福山市教育委員会事務局管理部施設課	図面ＮＯ．
図面名称	鷹取中学校　西棟 配置図・平面図・立面図	2025年5月		6

鷹取中学校　武道場・プール

凡例

・・・石綿含有仕上塗材範囲を示す

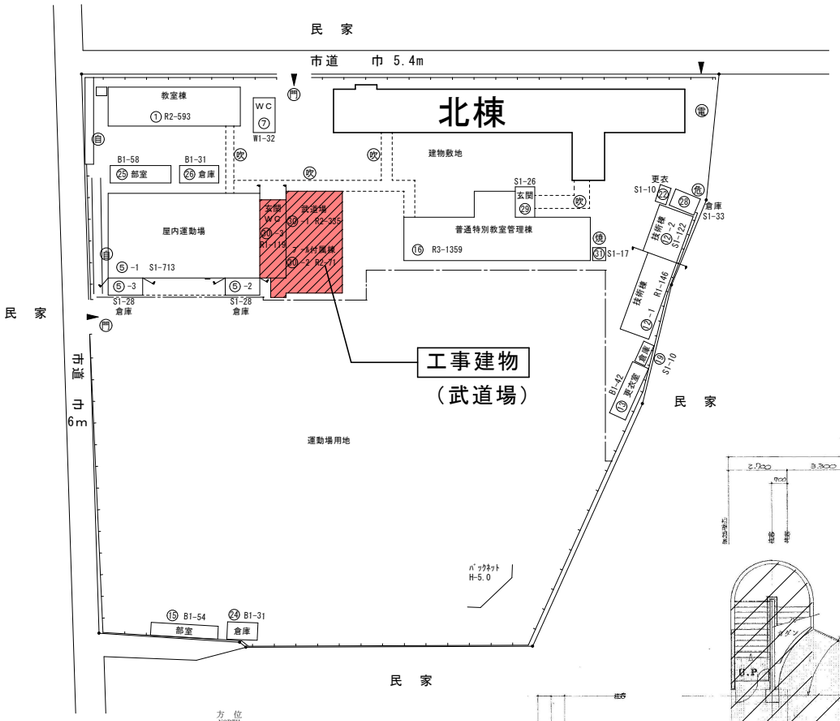

方位 NORTH

（北に矢印を付す）

配置図　S=1:1000

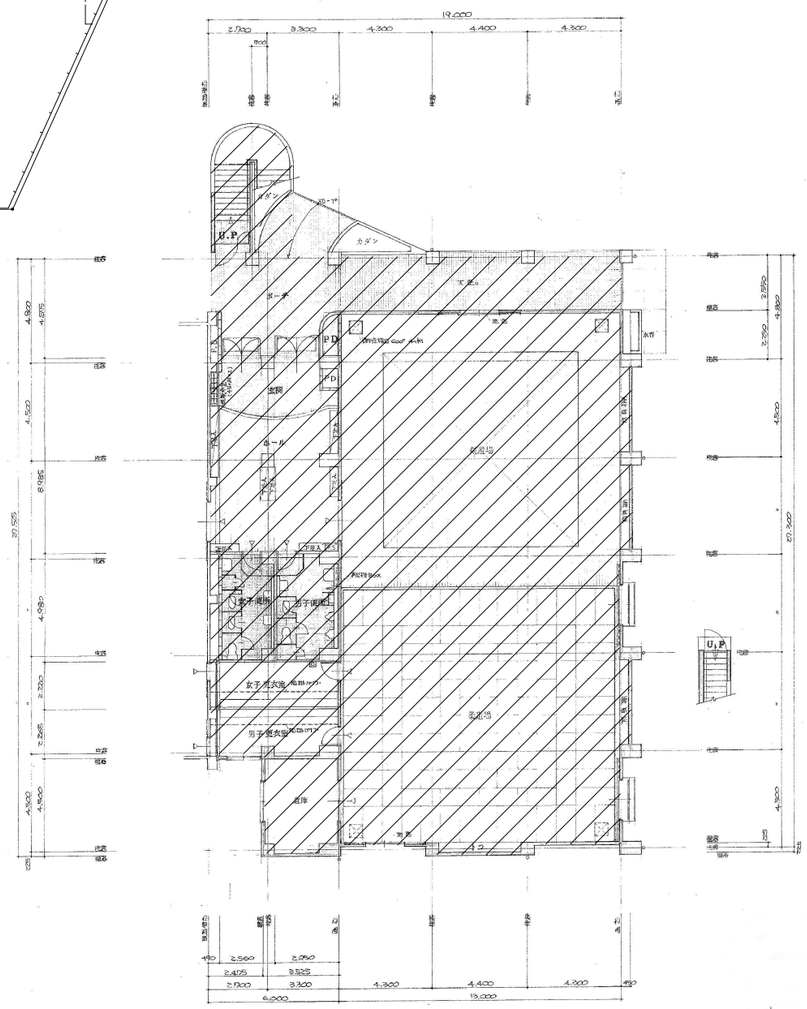

1階平面図　S＝1/200

・・・今回外壁改修箇所を示す。

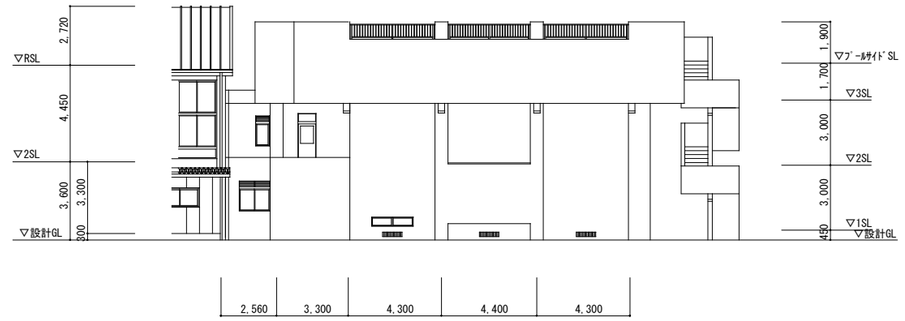

南面

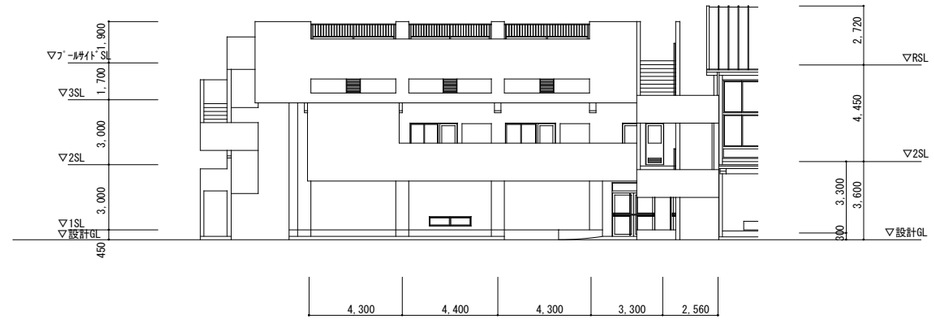

北面

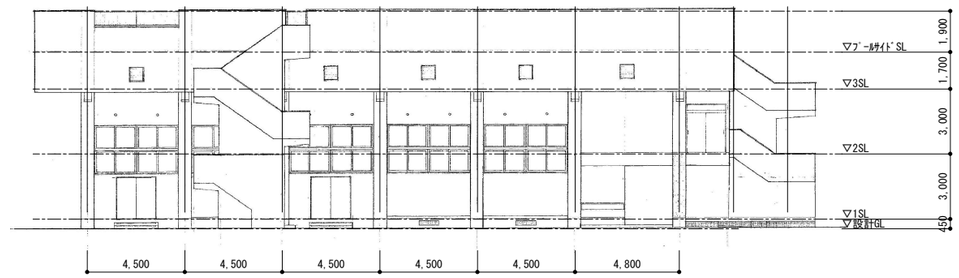

東面

立面図　S＝1/200

※西面については、落下により危害を及ぼす部分の範囲のみ行う。

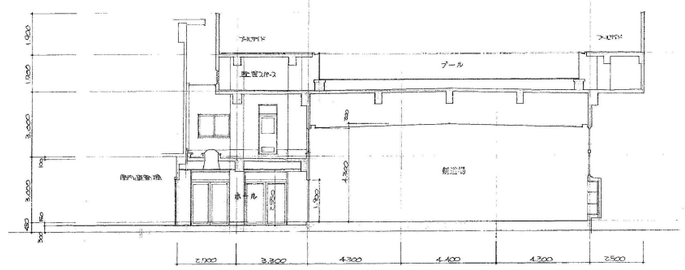

断面図　S＝1/200

建築物の概要

名　称	福山市立鷹取学校武道場
新築工事の着工日	１９９２年４月１日
住　所	福山市草戸町四丁目4番1号
耐　火	⊙耐火　・準耐火　・その他
構　造	・木造　⊙ＲＣ造　・Ｓ造　・その他
延べ面積	５２５㎡
階　数	地上　２階　、地下　　階
解体の作業の対象となる床面積の合計	㎡

※アスベスト含有あり

A2：100%
A3：71%

工　事　名	福山市立鷹取中学校他１校外壁改修工事		福山市教育委員会事務局管理部施設課	図面ＮＯ．
図面名称	鷹取中学校　武道場・プール 配置図・平面図・立面図・断面図	2025年5月		7

向丘中学校　南棟

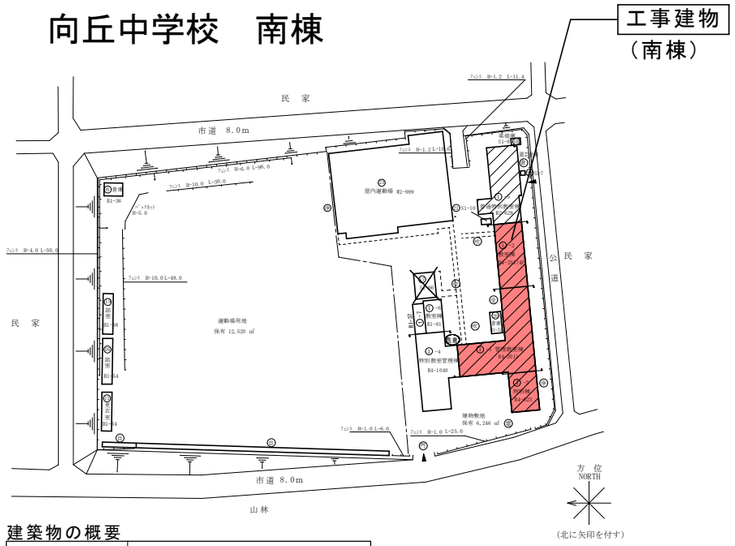

建築物の概要

名　称	福山市立向丘中学校南棟校舎
新築工事の着工日	１９６３年４月１日
住　所	福山市水呑向丘107番地
耐　火	⊙耐火　・準耐火　・その他
構　造	・木造　⊙ＲＣ造　・Ｓ造　・その他
延べ面積	3,513㎡
階　数	地上　４階　、地下　　階
解体の作業の対象となる床面積の合計	㎡

※アスベスト含有あり

凡例

・・・石綿含有仕上塗材範囲を示す

配置図　1/1500

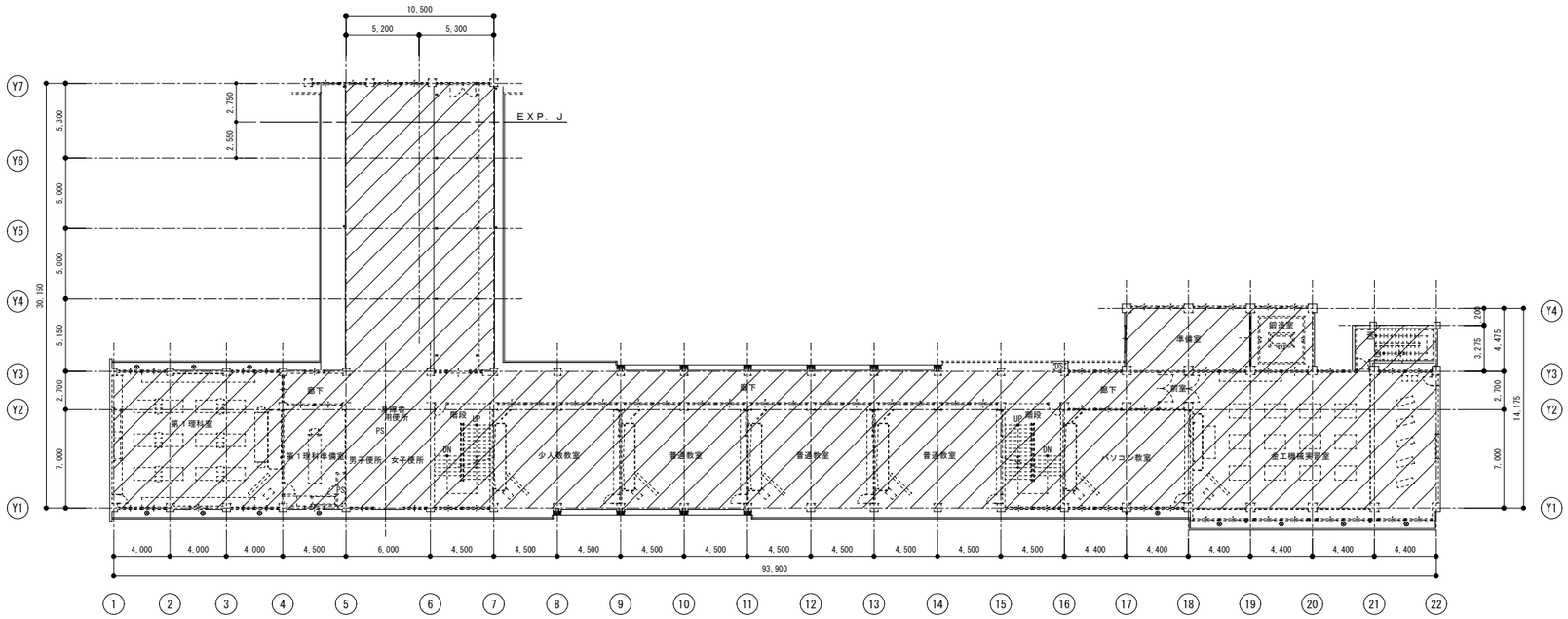

１階平面図　1/200

・・・今回外壁改修箇所を示す。

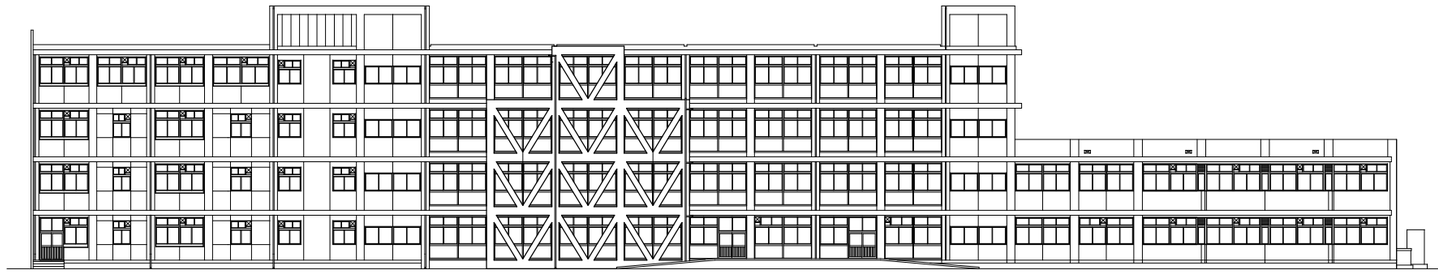

南側立面図　1/200

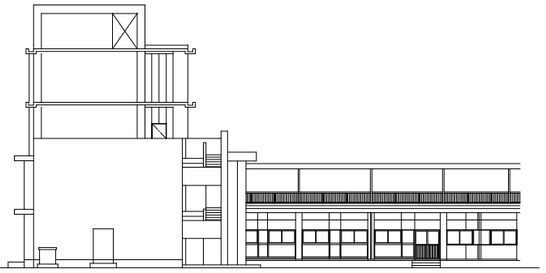

東側立面図　1/200

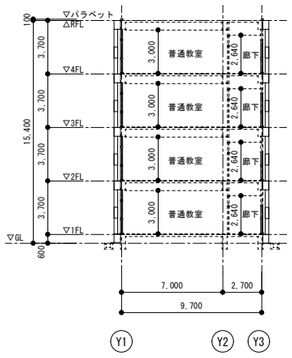

断面図　1/200

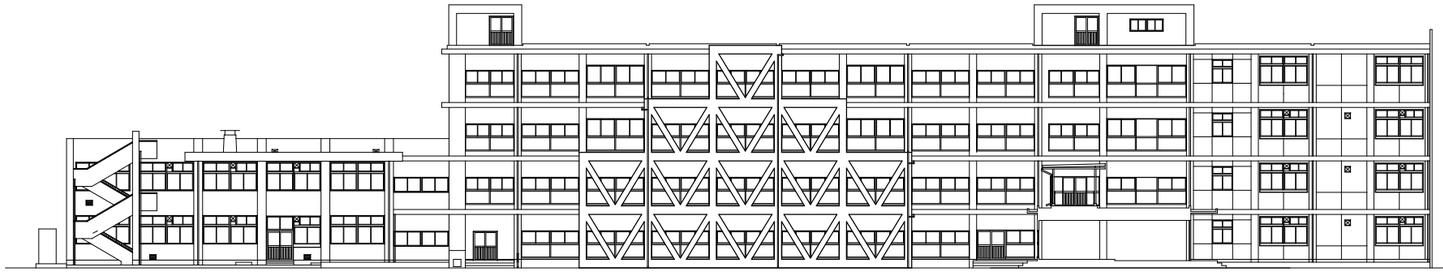

北側立面図　1/200

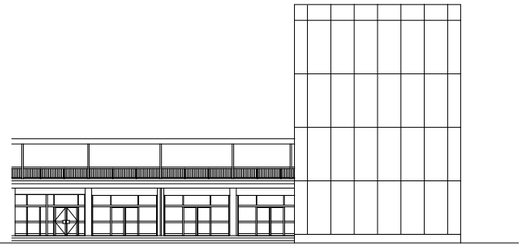

西側立面図　1/200

A2：100%
A3：71%

工　事　名	福山市立鷹取中学校他１校外壁改修工事	福山市教育委員会事務局管理部施設課	図面ＮＯ．
図面名称	向丘中学校　南棟 配置図・平面図・立面図・断面図	2025年5月	8

参考数量書

§工事名称　　福山市立鷹取中学校他１校外壁改修工事

§工事場所　　福山市草戸町四丁目４番１号外１か所

特記事項

1　この数量書は、福山市建設工事請負契約約款１条に定める「設計図書」ではなく参考数量です。従って、契約後の変更等を含意するものではありません。

2　数量の算出は次の基準によっています。

※「建築数量積算基準・同解説」　　（建築工事積算研究会制定）

設　計　書

工事名称　　福山市立鷹取中学校他１校外壁改修工事

工事場所　　福山市草戸町四丁目４番１号外１か所

【工事概要】
外壁改修・・・一式

【建物概要】
鷹取中学校：西棟校舎、北棟校舎、武道場・プール
向丘中学校：南棟校舎

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接工事費				
直　接　工　事　費	1	式		
計				
共通費				
共通仮設費	1	式		
現場管理費	1	式		
一般管理費等	1	式		
計				
工事価格	1	式		
消費税等相当額	1	式		消費税率 10 %
工事費	1	式		

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直　接　工　事　費	1	式		
計				

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
外壁改修工事	1	式		
計				

外壁改修工事

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
外壁改修工事	1	式		
計				

外壁改修工事

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　量	単位	金　　額	備　　考
外壁改修工事	仮設工事	1	式		
外壁改修工事	外壁改修工事	1	式		
外壁改修工事	発生材処分費	1	式		
計					

外壁改修工事		外壁改修工事		仮設工事		
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
養生(外壁改修)		593	㎡			
高所作業車	H=16m	6	台・日			
高所作業車	H=18m	4	台・日			
高所作業車	H=22m	6	台・日			
計						

外壁改修工事		外壁改修工事		外壁改修工事		
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
施工数量調査 (外壁改修)	打放し面･仕上塗材改修	5,682	㎡			
Ａ－２’ ﾓﾙﾀﾙ面表面劣化処理		7.1	㎡			
Ｃ－２’ ｸﾗｯｸ部ﾓﾙﾀﾙ面ｻﾋﾞ鉄筋処理		17.8	m			
Ｄ－１’ ﾓﾙﾀﾙ面はつり	0.25㎡以上	14.2	㎡			
Ｄ－２’ﾓﾙﾀﾙ面ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ部分注入ｴﾎﾟｷｼ樹脂	狭幅部(@200)	47.4	m			
Ｅ－３’ ﾓﾙﾀﾙ面欠損部処理		17	㎡			
計						

外壁改修工事		外壁改修工事		発生材処分費		
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
建設廃材運搬費	ｶﾞﾗ	2	t			
建設廃材処理費	ｶﾞﾗ	2	t			
計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
仮囲い	ｶﾗｰｺｰﾝ,ｺｰﾝﾊﾞｰ	1	式			
計						